

参考配布

平成 27 年 8 月 20 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5324、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、鹿児島労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、鹿児島労働局が配布した資料です。



報道関係者 各位

平成27年8月20日  
鹿児島労働局職業安定部  
需給調整事業室  
室長 小屋敷 悟  
係長 下野 智江  
電話 099-219-8711

## 一般労働者派遣事業所新設の届出を行わず届出のない事業所で繰り返し労働者派遣を行っていた派遣元事業主を行政処分

～一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について～

鹿児島労働局（局長 岩崎 修）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 1 処分を受けた事業主

名 称 株式会社総合人材センター（代表取締役 東 祐一）  
所在地 鹿児島県鹿児島市大黒町4-1-1 日宝いづろビル8F  
許可番号 般46-010042（平成15年7月1日許可）

#### 2 処分の内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令  
（労働者派遣事業改善命令の理由は3、内容は4のとおり）

#### 3 処分の理由

株式会社総合人材センターは鹿児島県鹿児島市大黒町4-1-1 日宝いづろビル8Fに主たる事務所を置く一般労働者派遣事業主（般46-010042）であるが、労働者派遣法第11条第1項による一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る届出を提出していない事業所（株式会社総合人材センター 熊本支店 熊本県熊本市中央区九品寺2丁目1-24。）において、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、労働者派遣を行ったことは、労働者派遣法第11条第1項に違反するものであること。

また、同事業主は、過去にも複数の労働局から労働者派遣法第11条第1項による一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る届出を行わず労働者派遣を行っていたことによる行政指導を受けており、同種の法違反が繰り返し行われたこと及びこれらの行政指導について改善したとする報告を、指導した労働局に提出したにも関わらず、今般の鹿児島労働局の調査により、労働者派遣法第11条第1項の法違反が判明したものであること。

#### 4 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) 株式会社総合人材センターは、平成26年4月1日から平成27年8月20日までの間に実施されたもの及び同年8月20日までに於いて契約締結済み等により、今後実施予定の労働者派遣事業、請負事業の全てを対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講じることを前提に速やかに是正すること。
- なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について重点的に点検すること。

・労働者派遣法第11条第1項

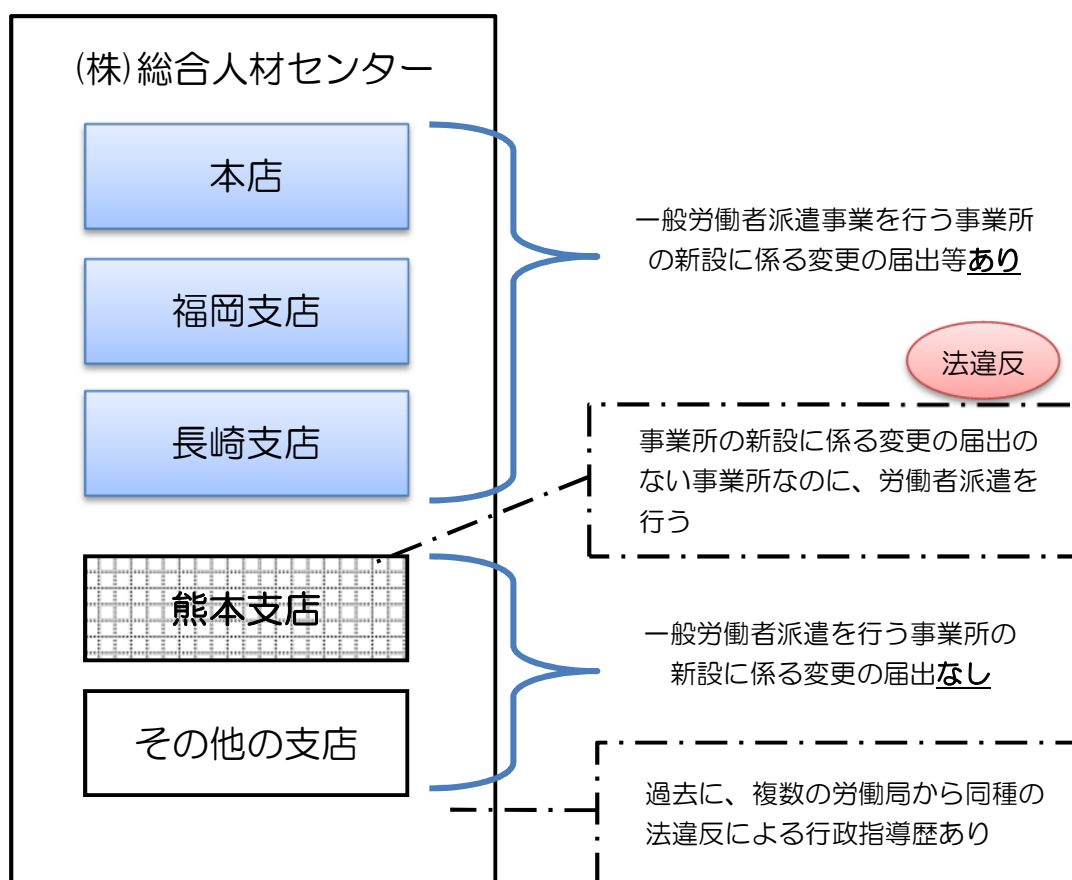
- (2) 上記の3処分の理由に係る労働者派遣法違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 今後、労働者派遣法、職業安定法等の労働関係法令に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

# 概要図

## 【鹿児島労働局の調査により判明した法違反】

鹿児島労働局の調査では熊本支店での労働者派遣法第11条第1項の違反が判明したが、過去に、同種の法違反を、複数の労働局から行政指導されている。



※ (株)総合人材センターの許可状況（平成27年8月20日現在）

※ 一般労働者派遣事業の許可について

許可は「事業主」ごとに行うものですが、許可後に、一般労働者派遣事業を行おうとする事業所については、事業所ごとに新設に係る変更の届出をすることが必要です。新設に係る変更の届出のない事業所で一般労働者派遣事業を行うことは認められません。

## 【別添】

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
(昭和60年法律第88号) (抄)

(一般労働者派遣事業の許可)

### 第5条

一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法人にあっては、その役員の氏名及び住所
- 三 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
- 四 第36条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 (略)

(変更の届出)

## 第11条

一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

(指導及び助言等)

## 第48条

厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2～3 (略)

(改善命令等)

## 第49条

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善

するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(権限の委任)

## 第56条

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 (略)

○同法施行規則 (抄)

(権限の委任)

## 第55条

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 ～ 三 (略)

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

五 ～ 七 (略)